

第5章 犯罪に由来する民事責任および訴訟費用

第1節 民事責任とその範囲

第109条 ① 法律で犯罪と規定されている行為の実行は、(各種)法律で規定されている条件で、それによって引き起こされた損害および損失を回復させる義務を負わせる。

② 被害者は、いずれにしても、民事裁判所に対して民事責任を請求することを選択できる。

第110条 前条で規定される責任は次のものを包含する：

1. 返還。
2. 損害の回復。
3. 物質的および精神的損失の賠償。

第111条 ① 可能な限り、裁判官または裁判所が決定する損傷および減損を弁済して、同じ物が返還されなければならない。物が第三者の所有下にあり、その者が合法的に善意で入手しても、対応する者に対するその者の求償請求権、場合によっては、犯罪の民事責任者から(第三者が)賠償を得る権利は保護されて、(物は)返還される。

② この条項は、第三者が、返還不能とするために法律が規定する方法および要件でもって物を取得した場合には、適用されない。

第112条 損害の回復は、裁判官または裁判所が設定する給付義務、作為義務または不作為義務で構成できる。そのとき、裁判官または裁判所は、損害の性質および犯人の人的および財産的条件に留意し、犯人自身によって(義務が)履行されなければならないか、または、自己の費用で実行させ得るか決定する。

第113条 物質的および精神的損失の賠償は、被害者に生じたものだけでなく、家族や第三者に引き起こされたものも含む。

第114条 被害者が、自己の行動で損害または損失の発生に寄与した場合、裁判官または裁判所は、その回復または賠償の額を緩和することができる。

第115条 裁判官および裁判所は、民事責任の存在を宣言したら、その裁定中に損害および賠償の額の基礎を合理的に設定する。自己の裁定中に、または、その執行の時にその額を決めることができる。

第2節 民事責任を負う者

第116条 ① ある犯罪の刑事責任を負う者は全て、損害または損失がその行為から生じた場合、民事責任を負う。2人以上がある犯罪の責任を負う場合、裁判官または裁判所は、各自が負うべき割合を示す。

② (複数)主犯および(複数)幫助犯は、各自その種類内で、連帯してその間でそれらの割合により責任を負い、また、その他の責任者に対応する割合により補充的に責任を負う。

補充的責任は、最初に、主犯の財産で実現され、次いで、幫助犯の財産で満足される。

連帯責任と補充責任が満足された場合、弁済した者のその他の者への(各人に対応する割合による)求償請求権は保護される。

③ 法人の刑事責任には、本法の第110条に規定される条件で、同じ犯行で有罪判決を受けた自然人と連帯して、民事責任を伴う

第117条 いかなる財物、企業、事業または活動の使用または運営に起因する金銭責任の危険を引き受けた保険者(会社)は、本法に規定する行為の結果として保険事故が発生するときは、法的に設定された、または、約定した賠償限度まで直接民事責任を負う。ただし、対応する者への求償請求権を妨げない。

第118条 (2021年改訂) ① 第20条第1号、2号、3号、5号および6号で宣言された刑事責任の免除は、次の規定に従って実現される民事責任を包含しない:

1. 第20条第1号および3号の場合、刑事責任免除を宣言された者が犯した(犯罪)行為に対して、法的にまたは事実上その者を援助する者は、自分の側に過失(culpa)または不注意(negligencia)が介在するときは、(民事)責任を負う。ただし、帰責者に対応する直接的民事責任を害しない。

裁判官または裁判所は、当該各人がその資産で対応すべき程度を公正な方法で調整する。

2. 第20条第2号の場合、酩酊者と中毒者は等しく責任がある。

3. 第20条第5号の場合、自身の利益で害悪を避けた者は、見積もり可能のとき、避けた損失に比例して、または、その他の場合、裁判官または裁判所がその慎重な判断に従って設定する比率で、直接民事責任を負う。

利害関係者が対応すべき割合が、裁判官または裁判所によって公正に、近似的にも、指定できない場合、あるいは、責任が公共行政機関に、または、住民の大部分に及ぶ場合、および、いずれにしても、損害が当局(*当局の人的範囲については第24条参照)またはその職員の同意で引き起こされたときは、場合によって、特別法・規則が定める方式での賠償が決定される。

4. 第20条第6号の場合、主として恐怖を引き起こした者が責めを負う、また、それが存在しなければ、行為者が責めを負う。

② 第14条の場合、行為者が責めを負う。

第119条 前条の全てのケースで、免除原因のなんらかの存在を認容して無罪判決を下す裁判官または裁判所は、民事責任請求訴権の留保が明示された場合を除いて、民事責任を定める。

第120条 (2021年改訂) 次の者は、刑事責任を負う者がいない場合、民事責任を負う：

1. (保佐人が) 援助を提供している者と同居している完全な代理権能を有する保佐人。ただし、その保佐人に過失または不注意がある場合に限る。

2. 出版社、新聞、雑誌、ラジオまたはテレビ局、あるいは、文書的、言語的または視覚的なその他の放送手段を所有する自然人または法人は、第212条の規定を除き、所有している当該手段を使用して犯された犯罪について民事的責任を負う。

3. 自然人または法人は、その所有する施設内で犯された犯罪の民事責任を、その施設を管理する者、または、その従業員または被用者の一部が犯かされた罰せらるべき行為に関連する警察規則または当局の処置に違反したときで、その違反がなければその行為が発生しない場合、負う。

4. なんらかの種類の実業活動に従事する自然人または法人は、その被用者、使用人、代理人または管理者がその義務または業務を遂行する際に犯した犯罪に対して、民事責任を負う。

5. 第三者に危険をもたらす可能性のある車両を所有する自然人または法人は、その使用人、代理人または許可を与えた者が車両使用中に犯した犯罪に対して、民事責任を負う。

第121条 国、自治州、県、島嶼、市およびその他の公的機関は、場合に応じて、故意犯罪または過失犯罪の刑事責任者が引き起こした損害に、これら責任者が当局、当局の職員および契約者あるいは職務または職能を行使中の公務員であるときで、損害がそれらの者に委任された公的役務の働きの直接の結果である場合、補充的に責任を負う。ただし、行政手続法に従って請求できる当該役務の正常または異常な働きに起因する財産上の責任を害しない。また、賠償の重複は起らない。

刑事手続きにおいて、当局、その職員および契約者あるいは公務員の民事責任が請求されている場合は、(補充責任の) 請求は、補充民事責任があるとする行政機関または公共機関に同時になされなければならない。

第122条 無償名義によりある犯罪の物品を共有した者は、物を返還する、または、その共有量まで損害を賠償する責任がある。

第3節 訴訟費用

第 123 条 訴訟費用は、犯罪の刑事責任を負う者に法律により科されると解される。

第 124 条 費用には、裁判で生じた手数料および賠償金が含まれ、また、親告罪での私人訴追の謝金を含む。

第 4 節 民事責任およびその他の金銭的責任の履行

第 125 条 民事責任者の資産が、全ての金銭的責任を一度に満足できない場合、裁判官または裁判所は、被害者の意見を聞いた後、その慎重な裁量に従い、被害者のニーズおよび責任者の経済的可能性に留意して、（分割）支払の期日と額を示して、その支払を分割することができる。

第 126 条 ① 有罪判決を受けた者または補充的民事責任者がなす支払いは、以下の順序で（損害、費用等に）帰属する：

1. 引き起こされた損害の回復および損失の賠償。
2. 訴訟において（国）自身の計算で費やされた費用の額について国への賠償。
3. 判決で支払が科されたときの私人訴追人の費用。
4. その他の訴訟費用。被告人の弁護費用を含むが、利害関係人の間では優先順位はない。
5. 罰金。

② 犯罪が当事者によってのみ追及できるものである場合、私人訴追人の費用は、国への賠償より優先して満足される。犯罪被害者法 (Ley de Estatuto de la Víctima del Delito) 第 14 条に係わる場合で被害者に発生した訴訟費用の支払いは同じ優先性を持つ。